

# 習志野市企業局電子入札システム運用基準

平成20年8月

## 目次

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 1. 総則                           | 1 |
| 1.1 趣旨                          |   |
| 1.2 用語の定義                       |   |
| 2. 共通事項                         | 2 |
| 2.1 電子入札システムについて                |   |
| 2.2 電子入札システムの利用者について            |   |
| 2.3 対象入札方式                      |   |
| 2.4 対象入札案件                      |   |
| 2.5 システムに関する問い合わせについて           |   |
| 2.5.1 千葉県電子入札コールセンターの受付時間       |   |
| 2.6 システムの運用時間                   |   |
| 3. 電子入札システム                     | 4 |
| 3.1 ICカードの取扱いについて               |   |
| 3.1.1 利用者登録について                 |   |
| 3.1.2 利用者登録内容の変更について            |   |
| 3.1.3 ICカードの名義人                 |   |
| 3.1.4 ICカードの予備登録について            |   |
| 3.1.5 ICカードの更新について              |   |
| 3.1.6 ICカードの紛失・失効について           |   |
| 3.1.7 特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い  |   |
| 3.2 対象入札案件の取扱いについて              | 6 |
| 3.2.1 競争入札参加資格確認申請書等の提出について     |   |
| 3.2.2 競争入札参加資格確認申請書等の提出後の辞退について |   |
| 3.2.3 入札参加申込締切日時を変更した場合について     |   |
| 3.2.4 案件が変更された場合について            |   |
| 3.2.5 案件が取り消された場合について           |   |
| 3.3 競争入札参加資格申請書等の添付書類の取扱いについて   | 7 |
| 3.3.1 必要書類の添付について               |   |
| 3.3.2 ファイルの圧縮形式について             |   |
| 3.3.3 郵送又は持参による必要書類の提出について      |   |
| 3.3.4 必要書類の再提出について              |   |
| 3.3.5 ウィルス対策について                |   |
| 3.4 指名通知及び入札書の取扱いについて           | 8 |
| 3.4.1 指名通知について                  |   |

|        |                           |    |
|--------|---------------------------|----|
| 3.4.2  | 入札書の提出について                |    |
| 3.4.3  | 入札書受付締切予定日時を変更した場合について    |    |
| 3.4.4  | 入札書提出後の辞退について             |    |
| 3.4.5  | 入札書未提出の取扱いについて            |    |
| 3.5    | 開札について                    | 9  |
| 3.5.1  | 開札方法について                  |    |
| 3.5.2  | 開札時の立会いについて               |    |
| 3.5.3  | 落札者決定について                 |    |
| 3.5.4  | 電子くじの取扱い                  |    |
| 3.5.5  | 再度入札について                  |    |
| 3.5.6  | 不落随意契約                    |    |
| 3.5.7  | 入札保留について                  |    |
| 3.5.8  | 開札の延期について                 |    |
| 3.5.9  | 入札の取止めについて                |    |
| 3.5.10 | 入札結果の公表について               |    |
| 3.6    | 電子入札案件に紙入札業者として参加する場合     | 11 |
| 3.6.1  | 紙入札業者として参加を認める場合の条件について   |    |
| 3.6.2  | 紙入札業者として参加する場合の取扱いについて    |    |
| 3.6.3  | 紙入札業者の提出期限及び提出場所について      |    |
| 3.6.4  | 紙入札業者の再度入札について            |    |
| 4      | システム障害等の取り扱いについて          | 12 |
| 4.1    | 発注機関のトラブル                 |    |
| 4.2    | 電子入札業者のトラブル               |    |
| 4.2.1  | 入札参加希望業者がICカードを紛失又は破損した場合 |    |
| 4.2.2  | 入札参加業者がICカードを紛失又は破損した場合   |    |
| 4.2.3  | プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合    |    |
| 4.2.4  | 停電が発生した場合                 |    |
| 4.2.5  | 機器類(パソコン等)に障害が起こった場合      |    |
| 4.2.6  | その他の場合                    |    |
| 5      | 不正行為等の取扱いについて             | 14 |
| 5.1    | ICカードを不正使用等した場合の取扱いについて   |    |
| 5.2    | 添付された書類にウィルス感染があった場合      |    |

関係様式

## 1. 総則

### 1.1 趣旨

この運用基準は、習志野市電子入札システムの適用かつ円滑な運用を図るため、習志野市電子入札約款その他関係規則等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものであり、習志野市企業局が実施する電子入札に参加する者は、この運用基準を遵守しなければならない。

### 1.2 用語の定義

#### (1) 習志野市電子入札システム

習志野市企業局の発注に係る工事又は製造の請負、工所用材料の購入又は調査・設計・測量等委託及び物品の買入れ等に係る入札において、案件の登録から入札参加申請書、入札書の提出や受理並びに落札者決定までの事務(以下「入札事務」という。)を電子計算機(コンピュータ)と電子通信回線(インターネット回線)を利用して処理するシステムをいう。

#### (2) 入札参加資格者名簿

習志野市入札参加資格者名簿をいう。

#### (3) 電子入札

電子入札システムで処理する入札及び開札をいう。

#### (4) 紙入札

電子入札によらない、紙を使用する入札書、入札参加資格確認申請書等による入札方法をいう。

#### (5) 電子入札業者

電子入札に参加する入札参加者をいう。

#### (6) 紙入札業者

紙入札による入札参加者をいう。

#### (7) 発注機関

習志野市をいう。

#### (8) ICカード

コアシステム対応認証局が発行した電子的な証明書を格納しているカードをいい、インターネット等を利用した電子文書のやり取りで、成りすましや改ざんを防止するために使用される。習志野市企業局の電子入札に参加しようとする者は必ず取得しなければならない。

#### (9) 電子くじ

落札者を決定するために電子入札システムに備えられた「くじ引き」の仕組みをいい、電子入札業者が入力した任意の数字(くじ入力番号)と処理時刻を用いた演算式により、自動的にくじを実行し、当選者を決定する。

## 2. 共通事項

### 2.1 電子入札システムについて

電子入札システムとは、入札手続及びこれに関連する情報公表等をインターネット技術を利用して行うことにより、入札事務における透明性の向上とコストの縮減を図るものである。また、このシステムは、従来「紙」により行われてきた各業務を電子化することにより、入札・契約事務の簡素化・合理化を図るものである。

電子入札システムは、発注機関で案件登録、入札参加資格申請、入札書等の受付確認及び通知、開札執行、開札結果の通知などを行う「発注者機能」、電子入札業者側で入札書提出などを行う「受注者機能」、電子データの授受、非改ざん等を保証する「電子認証機能」などから構成される。

本市は、千葉県電子自治体共同運営協議会(以下「協議会」という。)の運営により県内市町村が共同利用する「ちば市町村共同利用電子調達システム」

(<https://www.chotatsu.e-chiba.lg.jp/portal/index.php>)を使用している。

### 2.2 電子入札システムの利用者について

電子入札システムを利用する者は、認証局(以下「コアシステム対応認証局」という。)が発行した電子証明書を格納したICカード(以下「ICカード」という。)を取得し、入札参加資格者名簿に登録された者とする。

### 2.3 対象入札方式

電子入札の対象とする入札方式は、原則次のとおりとする。

- 一般競争入札方式
- 指名競争入札方式

### 2.4 対象入札案件

電子入札は、あらかじめ習志野市企業局が電子入札で実施することを指定した又は公表した工事又は製造の請負、工所用材料の購入又は調査・設計・測量等委託及び物品の買い入れ等に係る入札案件に適用する。

電子入札で実施する入札案件においては、原則として全ての入札参加者が電子入札システムにより入札等を行うものとする。

### 2.5 システムに関する問い合わせについて

電子入札システムの利用者は、千葉県電子入札コールセンターを利用することができる。

#### 2.5.1 千葉県電子入札コールセンターの受付時間

千葉県電子入札コールセンターの受付時間は、県の休日(千葉県の休日に関する条例を参照)を除く9:00~17:00とする。なお、17:00以降の受付は、電子メールとし、回答は翌日以降に行うものとする。

## 2.6 システムの運用時間

電子入札システムの運用時間は、原則として次の表のとおりとする。

|       |                            |
|-------|----------------------------|
| 対象者   | 電子入札システム                   |
| 発注者   | 7:00から24:00まで<br>(県の休日を含む) |
| 入札参加者 | 7:00から24:00まで<br>(県の休日を含む) |

ただし、上記時間であっても、システムメンテナンス等によりシステムを停止する場合がある。その場合、ちば市町村共同利用電子調達システムポータルサイトにおいて公表するため、入札参加者は最新の情報に留意しなければならない。

### 3. 電子入札システム

#### 3.1 ICカードの取扱いについて

##### 3.1.1 利用者登録について

電子入札システムの利用者は、初めて電子入札システムを利用する場合及び新しくICカードを取得した場合に利用者登録を行わなければならない。

利用者登録においては、入札参加資格者名簿とICカードの情報が一致していなければならない。

##### 3.1.2 利用者登録内容の変更について

以下の利用者登録事項に変更が生じた場合、速やかに登録内容の変更を行わなければならない。

###### 企業情報

電話番号

FAX番号

部署名

###### 代表窓口情報、ICカード利用部署情報

連絡先名称

連絡先郵便番号

連絡先住所

連絡先氏名

連絡先電話番号

連絡先FAX番号

連絡先メールアドレス

##### 3.1.3 ICカードの名義人

ICカードの名義人(商号又は名称、所在又は住所を含む。以下同じ。)は、習志野市入札参加資格者名簿に登録された者の代表者又は代理人(年間委任状における受任者とする。以下同じ。)とする。ただし、代理人は代表者のICカードを利用できる。

なお、名義人の変更等の事由が発生した場合、必要に応じて再取得の手続きをとらなければならない。

##### 3.1.4 ICカードの予備登録について

入札参加者は、ICカードの喪失又は破損等に備えて、予備のICカードを購入し、あらかじめ利用者登録を行うことを推奨する。

### 3.1.5 ICカードの更新について

入札参加者は、入札参加中の案件に使用しているICカードの有効期限切れが間近の場合、ICカードの更新を行わなければならない。

また、ICカードの更新は、旧ICカードの有効期限内に限り可能なものとする。

ただし、更新後の新規のICカードは、「所属組織名」「所属組織の本店所在地」「利用者氏名」「利用者の住所(ローマ字表記)」のカード登録内容すべてが旧ICカードと一致しなければならない。

ICカードの更新後、旧カードは有効期限内であっても利用不可能となるため注意すること。

### 3.1.6 ICカードの失効について

以下に示す事象が発生した場合、ICカードが失効となるため、速やかに認証局へICカードの失効申請を行うものとし、必要に応じて再取得の手続きをとらなければならない。

紛失・盗難

破損

利用中止

ICカードがロックしたとき(ICカード利用PINの誤入力)

名義人となっている代表者を変更した時

以下に示す電子証明書情報を変更した時

・利用者氏名

・利用者の住所

・所属組織名

・所属組織の本店所在地(登記事項証明書記載の本店所在地が変更となった場合のみ)

利用者が退職した時

### 3.1.7 特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い

特定建設工事共同企業体(以下、「特定JV」という。)用に使用できるICカードは特定JVの構成員の代表者(入札参加資格者名簿に登載されている者)又は代理人のICカードとする。



### 3.2 対象入札案件の取扱いについて

#### 3.2.1 競争入札参加資格確認申請書等の提出について

入札参加希望者が電子入札案件に係る競争入札参加資格確認申請書等を提出する場合は、電子入札システムにより行わなければならない。

入札参加希望者は、上記の申請書等を提出するときは、提出締切日時から可能な限り時間的余裕をもって提出しなければならない。

#### 3.2.2 競争入札参加資格確認申請書等の提出後の辞退について

入札参加者の都合により、競争入札参加資格確認申請書の提出後に入札を辞退する場合は、入札書受付締切予定日時までに電子入札システムにより辞退の理由を明記した辞退届を提出しなければならない。

#### 3.2.3 入札参加申込締切日時を変更した場合について

発注機関の都合により、入札参加申込締切日時を変更した場合は、入札参加申込みをした者に対し電話等により連絡するとともに、習志野市ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意しなければならない。

#### 3.2.4 案件が変更された場合について

発注機関の都合により調達案件情報を修正した場合、入札参加申込みをした者に対し電話等により連絡するとともに、習志野市ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意しなければならない。

#### 3.2.5 案件が取り消された場合について

発注機関の都合により、開札前に調達案件を取り消した場合は、既に提出済みの競争入札参加資格確認申請書及び入札書等は無効とする。

この場合、電子入札システムにより中止通知書を発行し、同時に習志野市ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意しなければならない。

### 3.3 競争入札参加資格申請書等の添付書類の取扱いについて

#### 3.3.1 必要書類の添付について

競争入札参加資格確認申請書等の必要書類、入札金額(工事費)内訳書等は、電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、この場合のファイル容量は1MB以内とする。

なお、添付するファイルのサイズが合計1MBを越える場合、又は別途指定がある場合は、郵送又は持参によって提出しなければならない。

添付する書類の作成ツールは次のとおりとする。

| No. | 使用アプリケーション      | 保存するファイル形式        |
|-----|-----------------|-------------------|
| 1   | Microsoft Word  | Word2003形式以下での保存  |
| 2   | Microsoft Excel | Excel2003形式以下での保存 |
| 3   | PDFファイル         | Acrobat7以下で作成したもの |
| 4   | テキストファイル        | -                 |
| 5   | 画像ファイル          | JPEG及びGIF形式       |

注:ファイル名に半角の「&」、「、」は利用できませんので注意してください。

#### 3.3.2 ファイルの圧縮形式について

ファイル圧縮形式は、zip又はlzh形式に限定し、自己解凍形式(exe形式)は無効とする。

#### 3.3.3 郵送又は持参による必要書類の提出について

必要書類を郵送又は持参する場合は、電子入札システムの競争入札参加申込書提出完了確認画面、入札書提出確認画面を印刷したものを添付し、特に郵送に当たっては、封筒の表に件名及び入札日を朱書きして配達記録が残る書留郵便等を利用しなければならない。

また、必要書類の提出は、特に指定がある場合を除き、電子入札システムの提出期限と同一とする。

#### 3.3.4 必要書類の再提出について

競争入札参加資格確認申請書等に添付した書類に誤り等があり、受付票を受理していない時は、参加申込締切日時までに発注機関に電話で再提出の申し入れを行い、承認を得たものに限り必要書類の再提出ができるものとする。

ただし、入札金額(工事費)内訳書の再提出については、これを認めない。

#### 3.3.5 ウィルス対策について

入札参加者は、コンピュータウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、書類を作成、添付する際に、必ずウィルス感染のチェックを行わなければならない。

添付された書類にウィルス感染があった場合、発注機関は、速やかに当該書類を添付した者に連絡し、警告するとともに、その後の対応(書類の提出方法等)について協議する。

### 3.4 指名通知及び入札書の取扱いについて

#### 3.4.1 指名通知について

指名競争入札に係る指名通知は、電子入札システムを利用して行う。

#### 3.4.2 入札書の提出について

入札書の提出は、電子入札システムで行わなければならない。

入札書の提出期限は、あらかじめ発注機関が設定した入札書受付締切予定日時をもって、システムにより締切る。

発注機関は、いかなる場合においてもその後は、入札書を受付けないものとする。

入札書受付締切予定日は、入札書受付開始予定日の翌日以降とし、開札予定日は、入札書受付締切日予定日の翌日を標準とする。ただし、入札書受付締切予定日時の翌日が休日の場合、その翌日とする。

入札書は、入札書受付締切予定日時から可能な限り時間的余裕を持って提出することに努めなければならない。

#### 3.4.3 入札書受付締切予定日時を変更した場合について

発注機関の都合により入札書受付締切予定日時を変更する場合は、電子入札システムにより入札参加者に対し変更通知書を発行する。

入札参加者は電子入札システムにより速やかにこれを確認し、また、最新の情報に留意しなければならない。

#### 3.4.4 入札書提出後の辞退について

入札参加者の都合により、入札書の提出後に入札を辞退する場合、入札書受付締切予定日時までに辞退の理由を明記した辞退届を電子入札システムを使用して提出しなければならない。また、入札書受付締切予定日時以降、開札予定日時までに入札を辞退する場合は、電話等で入札を辞退する旨を連絡し、その後、辞退の理由を明記した辞退届を持参しなければならない。

#### 3.4.5 入札書未提出の取扱いについて

入札参加者が入札書受付締切予定日時までに、入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合、「未入札」として取り扱うものとする。

### 3.5 開札について

#### 3.5.1 開札方法について

開札は、事前に設定した開札予定日時に速やかに行うものとする。

紙入札業者の参加がある場合は、開札の開始後、紙入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録後、一括して開札する。

#### 3.5.2 開札時の立会いについて

開札は、入札者の中から原則2名の立会人を抽選により選出して行う。

立会人が立ち会えない場合は、入札事務に関係のない企業局職員を立ち合わせて行う。

#### 3.5.3 落札者決定について

発注機関は落札者が決定した場合、電子入札システムにより落札者決定通知書を発行する。

#### 3.5.4 電子くじの取扱い

落札者となるべき同価格の入札参加者が2者以上ある場合は、電子くじを実施し、落札者を決定する。

紙入札業者は、電子くじの実施に備え、入札書提出時にくじ入力番号を提出しなければならない。

#### 3.5.5 再度入札について

再度入札を実施する場合は、電子入札システムにより、再入札通知書を発行する。

この場合、電子入札システムによる入札書の提出期限は、原則として初回開札日時の30分後までとし、提出期限後、直ちに開札する。ただし、すべての再入札書等の提出が確認できた場合は、提出期限を待たず直ちに開札することができる。

また、再度入札を実施した場合の開札立会人は、入札事務に関係のない企業局職員とする。

#### 3.5.6 不落随意契約

発注機関は不落随意契約(予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札者がいない場合に行なう随意契約(以下「不落随契」という。))に移行する場合、電子入札システムにより、見積依頼対象者に見積依頼通知書を発行することができる。

この場合、見積依頼対象者は、電子入札システムより速やかに見積依頼通知書の内容を確認し、下記の処理を行わなければならない。

ただし、下記のいずれの処理も行わない場合、入札参加意思のない者とみなす。

見積書提出のある者は、見積書の提出を行うこと

見積書提出のない者は、辞退届を必ず提出すること

#### 3.5.7 入札保留について

発注機関は入札を保留する場合、電子入札システムにより、入札参加者全員に保留通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに保留通知書の内容を確認しなければならない。

#### 3.5.8 開札の延期について

発注機関が開札を延期する場合、電子入札システムにより、入札参加者全員に日時変更通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに日時変更通知書の内容を確認しなければならない。

#### 3.5.9 入札の取止めについて

発注機関が入札不調等により入札を取止める場合、電子入札システムにより、入札参加者全員に取止め通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに取止め通知書の内容を確認しなければならない。

#### 3.5.10 入札結果の公表について

開札を行った場合、発注機関は入札結果を電子入札システムにおいて速やかに公表する。

### 3.6 電子入札案件に紙入札業者として参加する場合

#### 3.6.1 紙入札業者として参加を認める場合の条件について

発注機関は、次の事由に該当する場合に限り、紙入札業者として入札参加を認めるものとする。

電子入札業者が、ICカードの失効及び破損等でICカードが使用できなくなり、ICカードを再発行申請中の場合

電子入札業者が、ICカードの記載事項(名義人等)の変更により電子入札システムが利用できない場合

電子入札業者が、パソコン、インターネット環境等のシステム障害により、入札締切日日時までに入札書が提出できない場合

その他、発注機関がやむを得ないと認めた場合

#### 3.6.2 紙入札業者として参加する場合の取扱いについて

紙入札業者として入札に参加する場合は、入札参加申込締切日時まで「紙入札参加申請書」(様式1)及び上記3.6.1の から に該当する事実を証する書類等を添え、発注機関へ提出しなければならない。

ただし、紙入札業者として入札参加が認められた者は、同一の案件について電子入札業者への変更はできないものとする。

#### 3.6.3 紙入札業者の提出期限及び提出場所について

紙入札業者として入札に参加する場合は競争入札参加資格確認申請書及び入札書等の提出期限、提出場所及び方法は、別途適宜の方法により通知する。

#### 3.6.4 紙入札業者の再度入札について

紙入札業者が、再度入札の対象となった場合は、再度入札においても紙入札の方法によらなければならない。この場合の入札書の提出方法等は別途通知する。

## 4. システム障害等の取り扱いについて

### 4.1 発注機関のトラブル

発注機関は、電子入札システム用サーバー及びネットワークなどに障害が発生し、入札業務が遂行できないことが判明した場合、入札業務の延期、紙入札への移行などの必要な措置を講じる。

この場合、発注機関は状況に応じて習志野市ホームページ、電子メール、電話等の手段により入札参加者(入札参加希望者を含む)に連絡、公表するため、入札参加者は最新の情報に留意しなければならない。

### 4.2 電子入札業者のトラブル

#### 4.2.1 入札参加希望業者がICカードを紛失又は破損した場合

入札参加希望業者は、入札参加申請前にICカードを紛失又は破損した場合、速やかに認証局に電話連絡を行い、認証局の指示に従いICカードを無効とする申請及び再発行の手続きを行わなければならない。

この場合において、ICカードの再発行が間に合った場合又は予備のICカードが準備できている場合は、再発行後のICカード又は予備のICカードにより電子入札システムに参加するものとし、ICカードの再発行が間に合わなかった場合又は予備のICカードを準備できていない時は、速やかに3.6の規定により紙入札業者への変更手続きを行わなければならない。

#### 4.2.2 入札参加業者がICカードを紛失又は破損した場合

入札参加者は、入札参加途中にICカードを紛失又は破損した場合、予備のICカードが準備できている場合は、当該ICカードにより参加途中の電子入札案件に対して処理を継続して行うものとし、予備のICカードが準備できない時は、3.6の規定により紙入札業者への変更手続きを行わなければならない。

#### 4.2.3 プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合

入札参加者は、プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害が発生した場合、インターネット接続業者又は認証局等に電話連絡を行い、障害の状況を調査し、復旧の見込みに応じて3.6の規定により紙入札業者への変更手続きを行わなければならない。

また、入札参加希望者は電子入札参加前に、インターネット接続業者又は認証局等のホームページ等により、サービスの運用状況等の確認を行わなければならない。

#### 4.2.4 停電が発生した場合

入札参加者は、天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電が発生した場合、テレビ・ラジオ等のメディア情報により、復旧の状況を調査し、復旧の見込みに応じて3.6の規定による紙入札業者への変更手続きを行わなければならない。

#### 4.2.5 機器類(パソコン等)に障害が起こった場合

入札参加者は、機器類(パソコン等)に障害が起こった場合、購入した販売店又はメーカー等に電話連絡を行い、障害の状況を調査し、復旧の見込みに応じて3.6の規定による紙入札業者への変更手続きを行わなければならない。

#### 4.2.6 その他の場合

入札参加者は、前記4.2.1から4.2.5以外の事象により電子入札システムに参加できなくなった場合、又は、電子入札に関する質問等がある場合は、ちば市町村共同利用電子調達システムポータルサイトに掲載された「FAQ(よくある質問事例集)」を参照し、または、千葉県電子入札コールセンターに電話連絡を行い、その指示に従い対応しなければならない。



## 5. 不正行為等の取扱いについて

### 5.1 ICカードを不正使用等した場合の取扱いについて

発注機関は、入札参加者が以下に掲げる行為などICカードを不正に使用した場合には、当該入札参加者の指名停止を行なうこと、または当該入札への参加を認めないことができる。

また、落札者に不正使用等があったことが判明した場合は、契約締結を行わないこと、契約解除等の措置をとることができる。

#### ICカードの不正使用等の例示

他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した

代表者又は利用者に関する情報が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者又は利用者のICカードを使用して入札に参加した

同一案件に対して、故意に複数のICカードを使用し、複数の参加申請書や入札書を提出して入札に参加した

### 5.2 添付書類等にウィルス感染があった場合

3.3.5の規定により、発注機関が警告したにも関わらず有効な処置を講じず、コンピュータウィルスに感染した書類を添付した者に対しては、システムに与えた損害を賠償すること、また、指名停止等の措置を科する場合がある。

## 紙入札参加申請書

年 月 日

習志野市企業管理者 あて

所在又は住所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

下記の入札案件について、電子入札に参加できないため習志野市企業局電子入札運用基準により紙入札による参加を申請します。

入札案件名 \_\_\_\_\_

電子入札に参加できない理由( にチェックしてください。)

ICカードの取得申請中のため

新規取得    記載事項変更のため再取得    失効・破損による再取得

機器又は電子通信回線の障害が発生したため  
(障害の内容)

.....  
.....  
.....

その他の理由  
(具体的に記入してください)

.....  
.....  
.....

いずれの理由においても、その事実を証する書類等を添付してください。